

治療用装具 **靴型装具** の写真添付について

平成30年4月1日から、「靴型装具」を作成し療養費を申請する際に当該装具の写真添付が必要となりました。

申請に必要なもの

- ① 領収証（内訳がわかるものを含む）
- ② 医師の意見書・指示書等
- ③ 作成した靴型装具の写真
- ④ 世帯主の印鑑
- ⑤ 来庁する方の身分証明書
- ⑥ 振込先の通帳



患者が実際に装着する現物であることが確認できる写真の添付が必要となります。次の4点を満たしている写真を添付してください。

- (1) 治療用装具の全体像が確認できる写真であること。(装着中の写真が望ましい)
- (2) 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- (3) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること。
- (4) ロゴやタグ（サイズ表記）が撮影されていること。(ロゴやタグが無い場合には不要)

撮影した写真はプリントした状態でご提出ください。データや画面を見せるだけは不可とします。写真の添付が無い場合には申請は受け付けできません。

撮影者は、被保険者本人・家族に限らず、義肢装具士、製作者等であっても差し支えありません。

なお、支給決定後の写真の返却はいたしかねますのでご注意ください。

●問い合わせ先

伊勢崎市役所 健康推進部国民健康保険課 給付係
電話 0270-27-2737（直通）